

2006

2

No.281



■昭和55年8月26日第三種郵便物認可■ 平成18年2月10日発行(毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

ともし



銀行街 (町首並部令町富郷館函) 町 通 町 松 若 (所名館函)



CONTENTS

巻頭特集 「新会社法」
まもなく施行!

◆各種セミナー、講習会ご案内 P 5

◆特定退職金共済制度ご案内 P13

函館商工会議所ホームページ
<http://www.hakodate.cci.or.jp/>

Consulate Bridal

宗教によらない自由な形の結婚式です。
函館市旧イギリス領事館で交わす
調印式をイメージするお二人の将来を約束する誓いは、
きっとドラマチックな思い出となることでしょう。



おふたりにいちばん近い方々に囲まれながら、領事館を訪れる方々の賑わいのなかで、出発を祝うコンサレートウェディング。
外国旅行での経験や映画のシーンを思い出すチョットおしゃれなウェディングセレモニーです。



挙式の後のご会食は館内レストランで…。



ガーデンでの挙式(5月~10月上旬)
館内での挙式(10月~12月、1月~4月)
コンサレートウェディングプラン
¥150,000(税別)
(挙式料・衣裳・美容・着付・写真)

領事館結婚式

函館市旧イギリス領事館

Old British Consulate of Hakodate

函館市元町33番14号

TEL.0138(27)8169(ブライダル直通)

◆今月の表紙 レトロなほこだて

「市電函館駅前電停付近の冬景色」

十字街方向から電車路線沿いに函館駅前交差点付近を撮影した冬景色の一枚です。

小さく電車が写っているあたりが現在の駅前電停付近で、街並みの様子から昭和15年前後のものと推察されます。

写真中央のやぐら状の塔屋をもつ建物はそば店丸南本店で、現在は本所事務所が入居する函館北洋ビルが建っています。

(市立函館図書館所蔵)



視 点

地方都市郊外への大規模な大型店の相次ぐ出店により、中心市街地の衰退、疲弊は目を覆うような状態にあることから、国土交通省、経済産業省等は街づくり三法の見通し作業に入っていたが、このほどその概要が固まった。

これまで地方都市の郊外地区への大型店の出店は比較的容易に認められてきたが、わが国の総人口が少子高齢化により、いよいよ減少期に入り、消費の拡大が期待できないことから、改正後は、出来るだけ郊外地区への大型店の進出を排し、既存市街地の中心市街地に大型店の出店を限定し、コンパクトな街づくりを実現しようとするものである。

このことに関しては、経団連や一部マスコミ、消費者等から自由な競争の阻害、消費者利益を損なうなどの意見もあったが、日本商工会議所が各地の商工会議所と連携をとり、危機を訴え続けた結果、今回の改正案となったものである。

国は今後、大型店の郊外出店抑制とともに中心市街地活性化のため、意欲のある地域に対し集中的に施策を講じていくと表明している。選択と集中である。

見直し案に否を唱えている人達に納得してもらうためにも、自治体、商店街、われわれ関係者に課せられた責務は大きなものがある。

われわれは、早急に今回の改正案に沿い、中心市街地活性化基本計画を見直し、活性化のための施策を強力に推進していかなければならない。

このことが、消費者利益の確保にもつながっていくことを認識すべきである。

ともえ

2月号
(通巻281号)

特 集

2 「新会社法」まもなく施行!

2月・3月スケジュール・おしらせ

5 貸会議室ご案内
新入社員セミナーご案内

中小企業相談所だより

6 マル経資金制度ご案内
労働保険事務組合ご案内
各種専門相談ご案内

会議所の動き

8 陳情・要望活動
部会・委員会報告
各種セミナー開催
納税相談のご案内
議員会・女性会・青年部活動

ご案内

12 新入会員ご紹介
3月期パソコン講座ご案内
特定退職共済制度ご案内

業務紹介

14 函館マルチメディア推進協議会

DATA HAKODATE

15 はこだて冬フェスティバル開催日程

コンベンション情報

16 観光コンベンション情報

「新会社法」まもなく施行!

これまで会社に関する規定は、商法第2編、有限会社法、商法特例法など様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていませんでした。

昨年6月の第162回国会で「新会社法」が成立し、本年春（5月施行予定）から施行されることとなりました。

新会社法は、商法第2編「会社」を商法から分離し、有限会社法などの法律とともに一つの法典として、わかりやすく再編され、また実質的にも大幅な改正が行われています。

以下で、特に中小企業に関わりの深いポイントを紹介いたします。

(1) 有限会社制度と株式会社制度の統合

新会社法では、会社類型の選択の硬直化、規制の形骸化を踏まえて、有限会社制度が廃止され、株式会社制度に一本化されます。

ただし、既存の有限会社については、「特例有限会社制度」が適用されることから、引き続き「有限会社」の商号使用が認められるなど、これまでの規律を維持するための必要な経過措置が設けられています。

また、株式譲渡制限会社（全ての株式の譲渡について会社の承認が必要である株式会社）へ移行することで株式会社の商号を使用しながら、これまでの有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することも許容されます。

なお、新会社法施行後に会社を設立する場合は、特例有限会社制度は適用されないため、有限会社を設立することはできなくなります。

(2) 機関設計の柔軟化

これまで、株式会社は有限会社に比べて一律に厳格な機関設計の定めがなされていた。

例えば、株式会社には取締役会および監査役の設置義務（有限会社では取締役会は設置不可、監査役は任意で設置）、取締役3人以上の設置義務（有限会社は1人でも可）などの厳格な定めがあり、柔軟な機関設計は困難となっていました。

新会社法では、株式譲渡制限会社については、最低限の機関設計のみを規定し、その他は企業の発展段階に応じて様々な機関設計の選択ができるようになっていきます。

具体的には、株式譲渡制限会社では、①取締役会・監査役の設置は任意、②取締役の数は1名でも可、③取締役の監査役の任期は、定款で定めれば最大10年まで延長可能となっています。

(3) 会計参与制度の導入

これまで、中小企業における会計監査は主に監査役が担当していましたが、監査役には資格要件がないこともあり、名目的な監査役が設置されているのみの会社が多数存在していました。

また、公認会計士・監査法人からなる会計監査人監査は、信頼性は高いもののコストも高いといわれています。このため、中小企業にとって決算書（計算書類）の信頼性の確保が課題とされてきました。

新会社法では、新たに会計参与制度が導入され、主に会計監査人が設置されていない中小企業において決算書の信頼性の向上を図ることが期待されています。

会計参与は、取締役と共同して計算書類の作成・説明・開示等を行う会社内部の機関で、税理士・公認会計士等の会計専門家からなりますが、設置は会社の任意であり、強制ではありません。

商法から「新会社法」へ

現行の会社法体系
(商法第2編、有限会社法、商法特例法)

新会社法

新しい「株式会社」

株式会社
(商法第2編)

会社数 1,148,100社 (うち資本金3億円未満 1,128,700社)

最低資本金規制: 1,000万円
 機関: 取締役会必置
 監査役必置
 取締役は3人以上
 取締役の任期は2年
 監査役の任期は4年
 株主の責任: 有限責任
 (会社に対し株式の引受価額を限度とする出資義務を負う以外、会社の債務につき責任を負わない)

その他
 ・社債、新株予約権等発行可能
 ・取締役会の書面決議不可
 ・決算公告義務あり
 ・会計監査人制度あり
 ・大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社)は強制設置、中会社(資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置
 ・議決権等特段の定めは置けない 等

有限会社
(有限会社法)

会社数 1,892,600社

最低資本金規制: 300万円
 機関: 取締役会なし
 監査役任意設置
 取締役は1人以上
 取締役の任期なし
 監査役任期なし
 社員の責任: 有限責任

その他
 ・社債、新株予約権等発行不可
 ・決算公告義務なし
 ・会計監査人制度なし
 ・持分の譲渡には総会の承認必要
 ・議決権等特段の定めを定款に置くことが可能 等

なし

合資会社 (無限責任社員と有限責任社員が混在)

合名会社 (無限責任社員のみで構成)

統合

新設

規定の統合

最低資本金規制: なし
 機関:
 会計参与を活用するなどにより柔軟性のある設計可能。特に、株式譲渡制限会社は以下の例のような自由な機関設計を選択可能。

取締役及び会計参与の任期は原則2年、監査役の任期は原則4年。
 ただし、株式譲渡制限会社は定款により最大10年まで延長可能。

取締役の員数は、取締役会を置かない場合は1人以上、置く場合は3人以上。
 (株式譲渡制限会社のみ取締役会を置かない機関設計の選択が可能)

機関設計の例

1. 総会+取締役会+監査役
2. 総会+取締役会+会計参与
3. 総会+取締役会+監査役+会計参与
4. 総会+取締役
5. 総会+取締役+監査役
6. 総会+取締役+会計参与

株主の責任: 有限責任
 その他

- ・社債、新株予約権等発行可能
- ・取締役会の書面決議可能
- ・決算公告義務あり
- ・株式譲渡制限会社において、議決権等特段の定めを定める
- ・会計監査人制度あり
- ・大会社は強制設置、それ以外の会社(資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置等

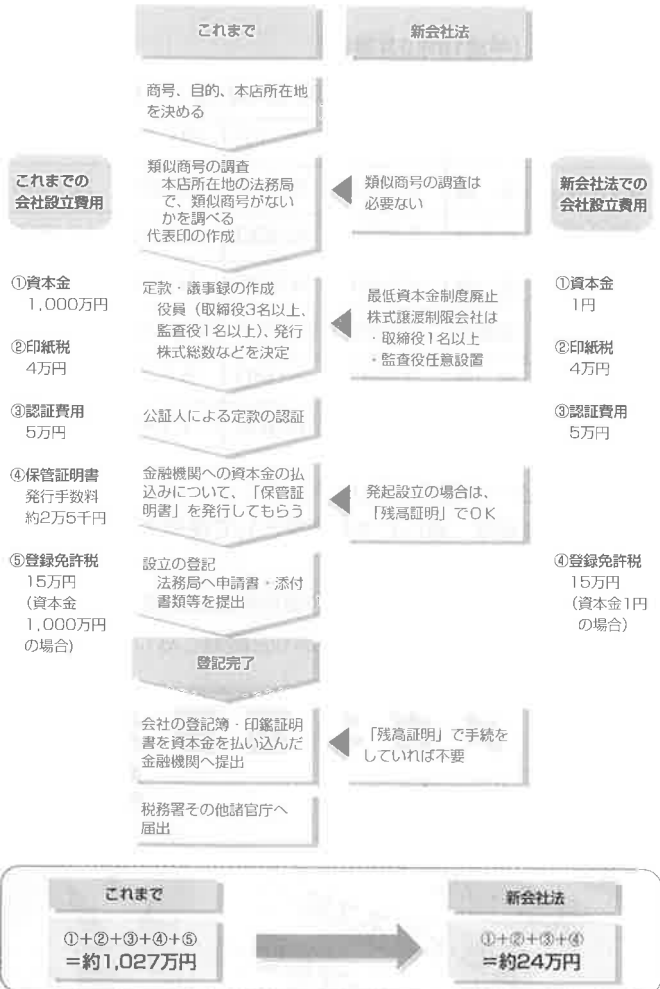
出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用される新たな会社類型(合同会社: 日本版LLC)

合名会社・合資会社の規定を一本化
(有限責任社員がない合資会社=合名会社)

出所: 中小企業庁

創業をスムーズにする制度へ

株式会社設立のフローチャート



※最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができます。
 ※会社設立手続きが簡素化され、設立費用も大幅に軽減されました。

(4) その他

新会社法では、これら以外にも、事業承継に活用できる株式制度の拡充や最低資本金制度の撤廃、合同会社(日本版LLC)の新設など、中小企業の事業活動の円滑化に資する制度が数多く含まれています。

ここでワンポイント!

最低資本金規制特例制度を利用した既存の「確認会社」(1円会社)は、5年以内に資本金を積み増す必要はなく、毎年行っていた経済産業大臣への書類提出も不要となりますが、法施行後に定款の変更が必要となります。

ます。

新会社法では、定款自治の拡大により、個々の企業が状況・成長段階に応じて、多様な形態、運営方法を選択できるようにになります。また、会計参与制度の新設により、中小企業が計算書類の質の向上を図る手段が大幅に拡大されます。なお、本所内に設置されている函館地域中小企業支援センターでは、「よくわかる! 新会社法のあらましと実務ポイント」の冊子を作成いたしました。



また、中小企業庁において作成された資料もございます。これらの資料につきましては、窓口にて無料で配布いたしておりますので、どうぞご利用ください。

◇2月・3月のワンポイントアドバイス◇

2月

如月（きさらぎ）……寒いので着物をさらに重ねる月で、キサラギ（衣更着）の意。

- ・新入社員用の什器、制服などを手配する。
- ・新入社員のうち、寮や社宅に入る者の最終確認を行い、手配や整備を済ませる。

3月

弥生（やよい）……草木が、いやがうえにも生い茂るの意で、イヤオヒが転じたもの。

- ・4月からの労働保険の年度更新事務に備えて、賃金の集計等を事前に始める。

函館産業会館のご案内

各種会議・イベント・展示会・式典・セミナーなどあらゆる催事にご活用ください。

会議に附帯する各種備品（マイク、テレビ、ビデオ、液晶プロジェクター）も貸し出しております。

また、IT時代に対応し、全室インターネット接続可能です。詳細につきましては、本所総務課までお問い合わせください。

※貸室料金表（平成18年2月現在）

| 室名 | 区分 | 使用時間帯別料金 | | | |
|-----------------|-----|----------|--------|--------|--------|
| | | 9~12 | 13~17 | 18~21 | 9~21 |
| 第1会議室 (約20名) | 会員 | 3,780 | 5,040 | 5,565 | 12,600 |
| | 非会員 | 5,250 | 6,300 | 7,140 | 16,590 |
| 第2会議室 (約60名) | 会員 | 7,140 | 8,505 | 9,765 | 22,470 |
| | 非会員 | 9,345 | 11,235 | 12,810 | 29,925 |
| 第5会議室 (約20名) | 会員 | 3,780 | 5,040 | 5,565 | 12,600 |
| | 非会員 | 5,250 | 6,300 | 7,140 | 16,590 |

収容人数はスクール形式での人数

第1・第2会議室は、通して大会議室として使用することもできます。

日・祝祭日及び第2・第4土曜日の使用料は2割増、夏期（7・8月）・冬期（11~3月）は冷暖房料2割増となります。

◇2月・3月会議所スケジュール◇

| 2月 | |
|----|--|
| 12 | (日) 第176回珠算能力検定試験 函館〜ソウル便新路線開設トップセールス |
| 13 | (月) パソコン講座(〜2/23) 小企業等経営改善資金審査会 |
| 14 | (火) 平成17年度納税相談(〜3/14) 中心市街地活性化フォーラム |
| 15 | (水) 日商 各種委員会 日商 常議員会 1級・3級販売士検定試験 |
| 17 | (金) 商青連第23回全国会長研修会登別会議 工業部会 第1小委員会 工業部会 第2小委員会 |
| 18 | (土) 日本の港の国際化2006inはこだて 北海道新幹線建設促進期成会講演会 |
| 19 | (日) 1級・2級ビジネスコンピューティング検定試験 |
| 21 | (火) 第22回正副会頭会議 商業部会幹事会 |
| 22 | (水) 女性会 2月例会 倉敷商工会議所を表敬訪問(〜2/23) (観光振興大会関係) 発明・商標相談 |
| 24 | (金) 法律相談 |
| 26 | (日) 第112回簿記検定試験(2~4級) |
| 28 | (火) 青年部第8回国際委員会 函館空港連絡協議会 |
| 3月 | |
| 7 | (火) 経営相談 |
| 8 | (水) 道商連 正副会頭会議 |
| 14 | (火) 第23回正副会頭会議 第4回常議員会 |
| 15 | (水) 日商 各種委員会 |

【1月31日時点】

メガネ着替えてアイファッション

カジュアルに…
スポーツに…
営業・ビジネスに…
フォーマルに…



安心の技術とサービス

メガネのフュー

■NEOC店■日本優良メガネチェーン

赤川店/☎43-1881
石川店/☎47-2882
WAKO店/☎23-1881
行啓通り店/☎32-1881
湯の川店/☎59-1881

※各店専用及び契約駐車場をご利用下さい。

みなさまへのお知らせ !!

～フレッシュマンを
即戦力に!!～

新入社員セミナー

社会人として必要な知識や教養について集中講義を行い、新入社員をいち早く企業の即戦力になれるよう養成するセミナーです。社員教育の一環として参加・ご活用頂けますようご案内申し上げます。

日 時：平成18年3月22日(水)10:00～16:00 会 場：ホテル函館ロイヤル

講 師：(株)日本マネージメント・リサーチ専任講師 藤沼 悦子氏

受講料：会員1名 3,000円 一般1名 5,000円(税・テキスト・昼食込)

お申込み・お問い合わせ TEL23-1181 経営支援課

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って「お金を貸します」といった内容の偽者DM（ダイレクトメール）・携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

「信用保証機関への紹介」や「債務データの改善」など様々な理由をつけて、融資をする前に必ずお金を振り込ませようとしています。会員の皆様も十分ご注意ください。

騙されないために

「騙されないための心構え三か条」

(第一ポイント)

- 取引関係のないところから突然送られてくる「お金貸します」とのダイレクトメール（DM）・携帯メール等に注意。（低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意）

(第二ポイント)

- 融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。（保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます）

(第三ポイント)

- 「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に以下に問い合わせ。

「貸します詐欺」被害ホットライン 03-5320-4775（東京都貸金業対策課）

平日：午前9時～12時、午後1時～4時30分

※夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

～人に優しく、使いやすく、地域の皆様と共に生きる空港を目指して～

函館空港ビルディング(株)

〒042-0952

函館市高松町511番地 函館空港内
TEL.0138-57-8881(代表) FAX.0138-57-8088



中小企業相談所 だより

| | | |
|------|------|------|
| 金融 | 経営改善 | 税務 |
| 労務 | 法務 | 新規創業 |
| 取引照会 | 情報化 | 環境対策 |

どんな事でもお気軽に！各種お申込・
お問い合わせはTEL0138-23-1181へ。

無担保・無保証人 マル経資金（小企業等経営改善資金）制度

■融資限度額550万円以内

■利率1.50%（平成18年1月19日改定）

融資の条件

- 融資期間……運転資金5年以内、設備資金7年以内（据置6カ月以内を含む）
 - 担保・保証人……一切不要（信用保証協会の保証も不要です）
- ※ただし、生活衛生関係業種（飲食店、喫茶店、食肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング）の方は、運転資金のみで設備資金はご利用できません。

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員の数が製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下。
（個人の家族従業員・法人の役員は除きます）
- 函館商工会議所地区内で1年以上引続き事業を行っていること
- 従前（原則として6カ月以前）から函館商工会議所の経営指導を受けていること
- 所得税、事業税、住民税について納期の到来している税金を全て完納していること

経営にお役立てください!!



本所では企業の経営支援を目的とした各種ガイドブックを取り揃えております。

- 中小企業新事業活動促進法のあらましと活用法
- 新・会社法のあらましと実務ポイント
- 会社を発展・存続させるための事業承継の決め手※
- 改正60歳定年法のあらましと企業の対応※
- 定年前後の事務手続と基本的知識※
（※印2月下旬刊行予定）

上記以外にも各種分野に関する小冊子や関係施策のパンフレットがありますので、ご希望の方は本所経営支援課までお問い合わせ下さい。

雇用保険・労災保険のお手続きは 本所労働保険事務組合へ

■労働保険事務組合制度とは？

労働保険事務組合制度とは、雇用保険や労災保険の加入手続、保険料の申告、納付に関する手続、雇用保険の被保険者に関する手続等を事業主に代わって行うことで事業主の事務処理面の負担を軽減するとともに、労働者と一緒に働いている中小事業主及び家族従事者も労災保険に加入できるメリットのある制度です。商工会議所では国の許可を受け、会員サービスの一環として事務組合を運営しています。事務手数料も低廉です。

■事務委託のできる事業主

常時使用する労働者が300人（金融、保険、不動産、小売業、サービス業は50人、卸売業は100人）以下の事業主の方はどなたでも委託することができます。

■次のような場合には事務委託をしましょう

- ・事務手続がわからない
- ・人不足で事務処理をする余裕がない
- ・関係官庁に出かけるのが面倒
- ・労働保険の年度更新が難しい
- ・事業主及び家族従事者も加入したい



■事務委託をした場合の利点

- ・事務組合が一括して事務処理をいたしますので事業主の事務が軽減されます
- ・労働保険料を金額にかかわらず年3回に分割して納付することができます
- ・事業主及び家族従事者も労災保険に加入することができます（特別加入）

◇お問い合わせは、経営支援課まで

相談
無料!
個別専門
ご案内

経 営
相 談

実施日 / 3月8日(水) 13:00~16:00
相談員 / 公認会計士 齊藤 瞭氏

法 律
相 談

実施日 / 2月24日(金) 13:00~16:00
相談員 / 弁護士 菅原 憲夫氏

発 明・商 標
相 談

実施日 / 2月22日(水) 10:00~16:00
相談員 / 弁理士 細井 貞行氏

相談は事前予約制となっておりますので、電話等でご予約願います。



無 料 発 明 ・ 商 標 相 談

毎月第4水曜日 10:00~16:00 函館商工会議所にて

函館の皆様と共に35年…私たちが皆様からのご相談にお答えします

英知国際特許事務所

所長 細井貞行 副所長 弁理士 岩崎孝治 弁理士 石渡英房 弁理士 中村正道 弁理士 伊藤隆夫 弁理士 滝澤智夫

■東京本部 ■〒112-0001 東京都文京区白山5-14-7 早川ビル TEL:03-3946-0531(代) FAX:03-3946-9290

■北海道支部 ■〒078-8802 北海道旭川市緑が丘東二条4-11-12 TEL:0166-65-2080 FAX:0166-65-2080

<http://www.eichi-patent.co.jp>

会議所の うごき



▲多くの来函者で賑わいを見せる国際線ターミナル

函館〜ソウル間 国際定期航空路線開設へ向けて

函館〜ソウル間国際定期航空路線開設へ向け、去る1月11

日〜12日の日程で市木村助役、本所沼崎・泉両副会頭をはじめとする8名が国土交通省、アジアナ航空日本地域本部、大韓航空日本地域本部を訪問し、同路線開設へ向けた要望活動を行ってきました。

函館空港は、新千歳空港とともに北海道の国際空港として定期便はユジノサハリンスク線、また東アジア地区、特に台湾から数多くのチャーター便が就航し、その機能を果たしてきました。

本所は、平成14年から3回にわたり、市、市議会などとトップセールスを実施しており、函館〜ソウル間のチャーター便の増便を各航空会社に働きかけてきましたが、その努力が今回の定期便就航の計

画に結びついたものと考えております。

今回就航が計画されている路線は、国際線としては飛行時間が短く、韓国から多くの観光客が飛来し函館の観光を楽しんでいたことはもとより、ソウル市は、函館市民にとっても安い料金で気軽に海外旅行に行ける人気スポットと予想され、その実現は市民にも大きな喜びとなります。また、航空路線開設だけではなく、昨年5月には釜山港と函館港を結ぶコンテナ定期航路が開設されるなど、函館〜ソウル間航空路線の開設は、各分野において両地域のこれまで以上の活発な交流が図れるほか、地域の振興発展にも大きく寄与することとなります。

なお、2月12日から航空路

開設の早期実現に向け、井上市長、高野会頭などがソウル市を訪れる予定となっています。

日本たばこ産業 跡地への要望

昨年12月20日、市、本所が日本たばこ産業(株)に対し、函館工場跡地の利用計画についての要望活動を行ってきました。

日本たばこ産業は昨年3月、函館工場を閉鎖し、その広大な跡地の利用について種々の計画案を練り、最終的には大型商業施設の建設を計画しており、デベロッパーとなる会社から計画案の提出を求めました。

その結果、売場面積規模は4万〜5万㎡と言われており、この計画が実施されると市内の商店街は壊滅的な打撃を受けることが予想されます。このことから、工場跡地利用にあたっては、市内各商店街等に配慮した規模の店舗計画の要望を行ってまいりました。